

スポーツエールカンパニー パラスポーツ部門認定制度

実施要項

令和7年9月8日スポーツ庁長官決定
令和8年8月12日一部改定

第1 目 的

東京2020パラリンピック競技大会により、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた機運が醸成されたが、成人一般に比べて障害のある方のスポーツ実施状況が低調であることから、障害のある方特有のスポーツの実施に係る障壁の解消と、スポーツ施策の実施体制上の課題の解消を図ることが重要である。また、障害のない方でパラスポーツを体験したことのある方の割合は低く、障害のある方とない方がともにスポーツをする、ユニバーサル、インクルーシブなスポーツ環境を整備することも必要である。

これらのことから、スポーツ庁では障害のある方とない方がともにスポーツを楽しむ機会を創出し、障害のある方が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備する観点から、障害のある方とない方が身近な場所でスポーツをともに実施できる環境の整備の必要性を踏まえ、パラスポーツ関連団体、地方公共団体、民間企業等の関係団体の連携体制の構築等を図り、パラスポーツ関連団体と連携した取組を評価しその取組を一層広めることを目的として、Sport in Life プロジェクトにおいて実施する「スポーツエールカンパニー」認定制度に、「パラスポーツ部門」を設置し、パラスポーツ関連団体と連携した優良な事例を持つ「国内に本社または事業所を有する民間企業（中小企業基本法に規定される小規模企業者を超える規模の営利法人をいう。以下同じ。）のほか、地方公共団体、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人等（以下「民間企業・地方公共団体等」とする）」を認定する。

第2 定 義

- (1) 「民間企業・地方公共団体等」とは、民間企業、地方公共団体の他、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人等をいう。
- (2) 「民間企業」とは中小企業基本法に規定される小規模企業者を超える規模の営利法人をいう。
- (3) 「パラスポーツ関連団体」とは、NF（中央競技団体）、PF（地方競技団体）、公益財団法人日本パラスポーツ協会、都道府県・政令指定都市パラスポーツ協会（障害者スポーツ協会）、都道府県・指定都市パラスポーツ指導者協議会その他のパラスポーツの振興及び普及を主たる目的として活動する団体をいう。

第3 認定の対象及び方法

パラスポーツ推進事業の活性化を図るため、パラスポーツ関連団体等との連携による優良な事例を推進する「民間企業・地方公共団体等」を、年に1度、期間を定めて公募し、別途定める認定基準に基づき「スポーツエールカンパニー パラスポーツ部門」として認定する。

第4 スポーツエールカンパニー パラスポーツ部門認定委員会の設置

「スポーツエールカンパニー パラスポーツ部門」の認定基準の検討及び認定に関する審査等を実施するため、必要に応じて、「スポーツエールカンパニー パラスポーツ部門認定委員会」（以下「委員会」という。）を設置することができるものとする。

第5 募集・申請

認定を受けようとする民間企業・地方公共団体等（以下「申請民間企業・地方公共団体等」という）は、別途定める募集要項に従い、同募集要項に定められた期日までに、申請書に必要書類を添えて提出するものとする。

第6 調査

第5の規定による申請があった場合、スポーツ庁は、申請内容の確認のため、必要に応じて当該民間企業・地方公共団体等を訪問し、調査を実施することができる。

第7 認定の手続等

「スポーツエールカンパニー パラスポーツ部門」の認定は、別途定める認定基準に照らして実施するものとし、必要に応じて委員会の意見を踏まえて、スポーツ庁長官が行う。審査の結果による、申請民間企業・地方公共団体等に対する手続等は以下のとおりとする。

- (1) 申請民間企業・地方公共団体等に対して、「スポーツエールカンパニー パラスポーツ部門」としての認定を行った場合は、当該民間企業・地方公共団体等に対して、結果通知書により、その結果を通知する。併せて、認定証を交付し、スポーツ庁ホームページ等において民間企業・地方公共団体等の名称等を公表する
- (2) 「スポーツエールカンパニー パラスポーツ部門」の認定の有効期間は、認定を受けた年の12月末日までとする。
- (3) 「スポーツエールカンパニー パラスポーツ部門」の認定を受けた「民間企業・地方公共団体等」は、認定を受けた事実及び別途定める募集要項に従い、認定ロゴマーク等を表示することができる。
- (4) 申請民間企業・地方公共団体等が審査により「スポーツエールカンパニー パラスポーツ部門」として認定されなかった場合は、当該民間企業・地方公共団体等に対して結果通知書により、その旨を通知する。

第8 認定内容の変更

「スポーツエールカンパニー パラスポーツ部門」として認定された民間企業・地方公共団体等は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、変更届出書を速やかに提出しなければならない。

第9 スポーツエールカンパニー パラスポーツ部門 認定の責務

「スポーツエールカンパニー パラスポーツ部門」として認定された民間企業・地方公共団体等は、認定基準を維持し、積極的にその取組及び認定の事実について情報発信に努めるものとする。

第10 認定の取消し

「スポーツエールカンパニー パラスポーツ部門」として認定された民間企業・地方公共団体等が不正の手段等を用いて第7の規定による認定を受けた場合は、スポーツ庁はその認定を取り消すことができる。取消しの基準については別途定める。

認定の取消しを決定した場合は、取消しを行う民間企業・地方公共団体等に対して、

認定取消に係る通知書により、その旨を通知し、速やかに認定証の返納を求めるものとする。認定を取り消された民間企業・地方公共団体等は速やかに認定証を返納しなくてはならない。

第 1 1 事務処理

この認定に関する事務処理、認定審査等の事務局は、スポーツ庁健康スポーツ課が行う。

第 1 2 その他

この要項に定めるもののほか、認定に関する必要な事項は、別途定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 9 月 8 日から施行する。

この要項は、令和 8 年 8 月 1 2 日から施行する。